

実践しましょう! 自船の安全確保3か条

小型船舶の船長は、
以下の3つの事項を実践して、
自船の安全を確保しましょう!



✓ 発航前点検の実施

- 燃料、オイルの量
- バッテリーの状態
- ケーブル・端子の状態



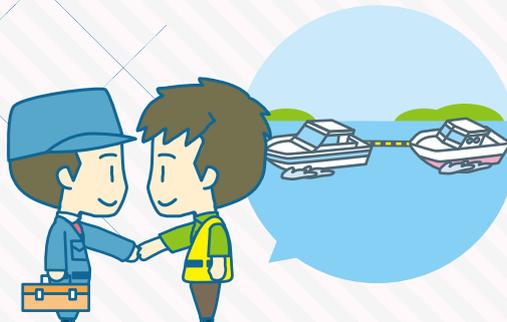
✓ 常時見張りの徹底

- 周囲の船の動きに注意
- 浅瀬、定置網にも注意
- 航行中の作業はしない



✓ 救助支援者の確保

- 事故で最も多いのは機関故障
- 万が一に備えて、救助体制の確保
- 入港時刻等を家族やマリナー等へ連絡



▶ 海のもしもは **118番**

▶ 「海の安全情報」はスマホで
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/>



撮影場所 小樽商科大学 デジタルタスク室

あなたは遵守事項を守っていますか!

平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

■ 酒酔い等操縦の禁止



■ 危険操縦の禁止



■ 免許者の自己操縦



■ ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

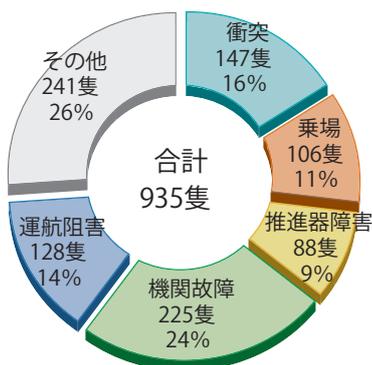
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分及び再教育講習受講通知基準表

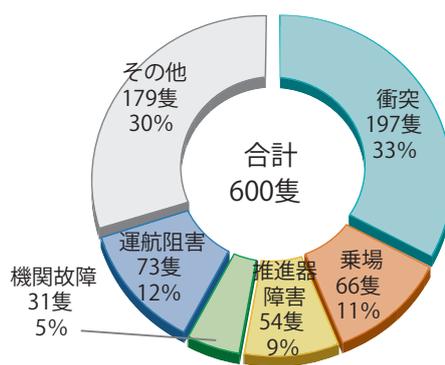
		過去1年以内の違反累計点数				
		2点	3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	処分の対象外 (受講通知)			業務停止 1月 (受講通知)	業務停止 2月 (受講通知)
	有	処分の対象外 (受講通知)	業務停止 3月 (受講通知)	業務停止 4月 (受講通知)	業務停止 5月 (受講通知)	業務停止 6月 (受講通知)

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

プレジャーボートの海難事故の傾向



漁船の海難事故の傾向



- 海難事故の傾向を見ると… **機関故障**や**衝突**が多く、不十分な発航前検査と見張りが原因となっています。
- **裏面の発航前検査チェックリストによる確認を!**
- 少しでも気になる場合は、マリーナや船舶整備業者に相談しましょう。

(※海上保安庁資料より作成)

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。

平成28年7月1日より、発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。



エンジン始動前の検査

船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



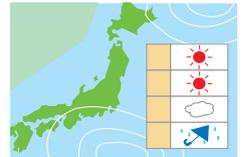
エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル(潤滑油)の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



© 2014 JMRA/KAZI

小型船舶の安全運航のために

●海の安全情報

海の安全情報 海保

検索

●発航前検査の詳細情報

メンテナンスガイド JCI

検索

●緊急時のトラブルシューティング

緊急時のトラブルシューティング

検索

●もしもに備えて保険加入

○ 事故（遊泳者との接触、衝突など）を起こした場合、多額の補償責任が生じます。

保険加入の窓口 ポート販売店・マリーナなど